

第2号様式（第4条関係）

行政文書公開決定通知書

21市経観第70号

平成22年2月26日

名古屋市民オンブズマン

代表 倉橋 克実 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成22年2月12日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり、公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	彫刻「砂漠の泉」に係る備品出納簿		
行政文書の公開の 日時及び場所	日時	平成22年3月1日	午前 午後 4時
	場所	市民情報センター	
行政文書の公開の 方法	1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴		
備考	<決定を行った所管課> 市民経済局 文化観光部 観光推進室 TEL：052-972-2425		

注1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

注2 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

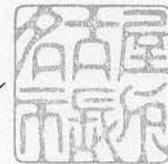
TEL：972-3153（直通） FAX 972-4127

行政文書非公開決定通知書

21市経観第70-2号  
平成22年2月26日

名古屋市民オンブズマン  
代表 倉橋 克実 様

実施機関  
名古屋市長 河村 たかし



平成22年2月12日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	彫刻「砂漠の泉」に関して いつ、いくらで、だれから購入したか、その経緯がわかるもの 今の管理状況がわかるもの 評価額がわかるもの（歴代） 展示履歴
公開しない理由	請求に係る行政文書のうち経緯がわかるものについては、文書保存期間が終了し、不存在であるため。 その他については、取得しておらず、不存在であるため。
備考	<決定を行った所管課> 市民経済局 文化観光部 観光推進室 TEL 052-972-2425

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。  
(問い合わせ先 市民情報センター TEL: 972-3153 (直通) FAX: 972-4127)
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日から（異議申立てをしたときは決定書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（名古屋市長が被告の代表者になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

